平成２２年（フ）第５５０号
埼玉県狭山市大字北入曽330番地の２　みちハウスＡ―103
債務者　鎌滝　妙子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５６４号
埼玉県坂戸市末広町12番地　11―304
債務者　馬籠　敏郎
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５３号
岩手県久慈市栄町第31地割104番地２　藤原貸家１号
債務者　千葉　篤志
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１０号
栃木県佐野市田沼町1307番地27
債務者　和田　清次
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１４４号
栃木県足利市山川町852番地１
債務者　阿部　　豊
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１４５号
栃木県足利市小俣町716番地３　エルディム・セントポーリア201号
債務者　古川　一郎
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１４６号
栃木県足利市通１丁目2710番地
債務者　辻　　恵子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１４７号
栃木県足利市南大町3427番地５
債務者　後藤　功男
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１４８号
栃木県佐野市大橋町1434番地４　船渡川ハイツ13号
債務者　毛塚　康二
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第３５５５号
大阪府東大阪市岸田堂西２丁目11番13号ロイヤルハイツ505号室
債務者　山本　由紀
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７１１号
大阪府大東市三箇１丁目22番３号
債務者　岩本　香織
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９３１号
大阪府八尾市山賀町４丁目15番地
債務者　西川　忠利
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第２７号
群馬県桐生市広沢町１丁目2854、開始決定時の住所栃木県足利市小俣町1619番地６
破産者　吉田　幸子
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２０年（フ）第２９号
群馬県桐生市広沢町１丁目2854、開始決定時の住所栃木県足利市小俣町1619番地６
破産者　吉田　庄三
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第８３号
神奈川県横浜市都筑区荏田東３―18―９つづきの丘レジデンス壱番館205号室、住民票上の住所福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上川原１番地４
破産者　仲井　克己
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部